

1991年10月23日

日本税理士会連合会
会 長 片岡輝昭殿

全国青年税理士連盟
会 長 粕谷幸男



「不動産コンサルタント」制度の創設反対に関する申入書

時下、貴会におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃は当連盟の活動にご理解をいただきありがとうございます。

さて、建設省では現在新しい資格制度として「不動産コンサルタント」制度を本年中を目途に創設しようとしておりますが、この「不動産コンサルタント」制度の創設は、現実の不動産関連の業務のうちに占める税務のウエイトを考えれば、税理士業界はもとより依頼者である国民に深刻な影響を及ぼすことは明らかです。

「不動産コンサルタント」制度の創設は、「不動産コンサルタント」が行なう税務相談等が不動産会社自らの利益誘導に利用されかねないことや、納税者としての国民に不測の損害を与える危険性が大きいことなど税理士業界の問題というだけではなく真に国民が要求している社会的有用性という点からも疑問を持たざるを得ません。

当連盟は、国民のための税理士制度の確立を目指す立場から「不動産コンサルタント」制度の創設に断固反対するとともに、貴連合会及び日本税理士政治連盟において「不動産コンサルタント」制度の創設を絶対阻止いただきたく申し入れます。

反 対 理 由

- 1 「不動産コンサルタント」制度の創設は、不動産業界における利益誘導を目的としたものであり、国民の真の利益を前提としたものではない。

今回の「不動産コンサルタント」制度の創設は、現在の宅地建物取引主任者の資質向上を目的とし、法律によらず建設大臣の告示による認定により施行されるとのこと

ですが、この「不動産コンサルタント」については、他の士業とは異なり、身分的にも、経済的にも企業から独立したものではなく、また、「不動産コンサルタント」による税務相談や節税が不動産会社の広告に利用される可能性が大きいことなど結果的に不動産業界の利益を前提としたものにほかなりません。

「不動産コンサルタント」制度の創設により、不動産業界が自らの利益を優先させることになれば、当然のことながら国民の真の利益は損なわれることとなります。

2 「不動産コンサルタント」制度の創設は、「消費者保護」の観点から問題があり国民に不測の損害をもたらしかねない。

「不動産コンサルタント」が行なう仮設的税務相談等は、最終的に税務申告に結びつくと考えられますが、この場合税務相談の結論と申告の内容が必ずしも一致するとは限りません。このような場合、税務相談に関する責任の所在は不明確にならざるを得ず、結果的に、国民に不測の損害を及ぼしかねないこととなります。

「不動産コンサルタント」制度の創設は、「消費者保護の原則」から大きな問題があります。

また、この制度の創設は、ニセ税理士の温床になりかねません。

以 上

1991年10月23日

建設大臣
大塚雄司殿

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン 303号

全国青年税理士連盟

会長 粕谷幸男

TEL 03-3354-4162



「不動産コンサルタント」制度の創設反対に関する申入書

時下、貴省におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当連盟は、全国3000余名の青年税理士で構成する任意団体であり、国民のための租税制度及び税理士制度の確立を目的とし、租税制度に関する研究、提言を行なうとともに、税理士制度の改善のために活発な活動を行なっております。

さて、貴省では現在新しい資格制度として「不動産コンサルタント」制度を本年中を目途に創設しようとしておりますが、この「不動産コンサルタント」制度の創設は、現実の不動産関連の業務のうちに占める税務のウェイトを考えれば、税理士業界はもとより依頼者である国民に深刻な影響を及ぼすことは明らかです。

「不動産コンサルタント」制度の創設は、「不動産コンサルタント」が行なう税務相談等が不動産会社自らの利益誘導に利用されかねないことや、納税者としての国民に不測の損害を与える危険性が大きいことなど税理士業界の問題というだけでなく真に国民が要求している社会的有用性という点からも疑問を持たざるを得ません。

当連盟は、国民のための税理士制度の確立を目指す立場から「不動産コンサルタント」制度の創設に断固反対するとともに、貴省において検討されている「不動産コンサルタント」制度の創設を取り止めていただきたく申し入れます。

反 対 理 由

- 1 「不動産コンサルタント」制度の創設は、不動産業界における利益誘導を目的としたものであり、国民の真の利益を前提としたものではない。

今回の「不動産コンサルタント」制度の創設は、現在の宅地建物取引主任者の資質向上を目的とし、法律によらず建設大臣の告示による認定により施行されるのですが、この「不動産コンサルタント」については、他の士業とは異なり、身分的にも、経済的にも企業から独立したものではなく、また、「不動産コンサルタント」による税務相談や節税が不動産会社の広告に利用される可能性が大きいことなど結果的に不動産業界の利益を前提としたものにはなりません。

「不動産コンサルタント」制度の創設により、不動産業界が自らの利益を優先させることになれば、当然のことながら国民の真の利益は損なわれることとなります。

- 2 「不動産コンサルタント」制度の創設は、「消費者保護」の観点から問題があり、国民に不測の損害をもたらしかねない。

「不動産コンサルタント」が行なう仮設的税務相談等は、最終的に税務申告に結びつくと考えられますが、この場合税務相談の結論と申告の内容が必ずしも一致するとは限りません。このような場合、税務相談に関する責任の所在は不明確にならざるを得ず、結果的に、国民に不測の損害を及ぼしかねないこととなります。

「不動産コンサルタント」制度の創設は、「消費者保護の原則」から大きな問題があります。

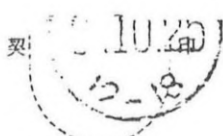
また、この制度の創設は、ニセ税理士の温床になりかねません。

以 上

郵便物配達証明書

受取人の氏名	建設大臣 大臣 雄司 様
引受局記号	
引受番号	131-34-41728-4 号
上記の郵便物は、 年 月 日 配達したのでこれを証明します。 3.10.25	
東京都	付 日 3.10.25 印
東京中央 郵便局	

ユ 07370



郵便物配達証明書

受取人の氏名	建設大臣 大臣 雄司 様
引受局記号	131-34
引受番号	41727-3 号
上記の郵便物は、 3年 10月 25日 配達したのでこれを証明します。	
東京都	付 日 3.10.25 印
東京中央 郵便局	

ユ 07370 (ユ 319)



郵便物配達証明書

受取人の氏名	全国青年引渡工 連絡協議会 様 委員 徳太郎
引受局記号	
引受番号	131-34-41732-1 号
上記の郵便物は、 年 月 日 配達したのでこれを証明します。 3.10.25	
東京都	付 日 3.10.25 印
130 本所 郵便局	

ユ 07370

郵便物配達証明書

受取人の氏名	青年法律家協会 弁護士若者合同部会 様 議長 西生重仁
引受局記号	131-34
引受番号	41731-0 号
上記の郵便物は、 年 月 日 配達したのでこれを証明します。 3.10.25	
東京都	付 日 3.10.25 印
神田 郵便局	

ユ 07370

郵便物配達証明書

受取人の 氏名	株式会社 日本看護士連合会 会長 中坊公平
引受局記号	
引受番号	131-34-41729-5号
上記の郵便物は、 年 月 日 配達したのでこれを証明します。 3.10.25	
東京都	付 東京中央郵便局 日 印

ユ 07370



郵便物配達証明書

受取人の 氏名	牧野 忠明 様
引受局記号	131-34
引受番号	41730-6 号
上記の郵便物は、 年 月 日 配達したのでこれを証明します。 3.10.25	
東京都	付 新宿郵便局 日 印

ユ 07370